

令和3年度
第3回 福島地方最低賃金審議会
議 事 録

日 時：令和3年7月26日(月)

13:30～15:00

場 所：福島合同庁舎3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、鈴木、長谷川、森谷、山野

(労)伊東、塩澤、高橋、谷川、深谷

(使)石井、石本、大内、金成、佐藤

1 開 会

(会 長) 定刻になりましたので、これより第3回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、またお暑い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(会 長) ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

(1) 中央最低賃金審議会の答申の伝達について

(会 長) 最初に、事務局から中央最低賃金審議会の「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安」について答申の伝達をお願いします。

(室 長) 別冊となっております、中央最低賃金審議会の令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の内容につきまして、伝達いたします。

1 ページが答申文の写しです。

令和3年6月22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問のあった令和3年度の地域別最低賃金額の目安について、令和3年7月16日付けで中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申がなされたものです。

その内容を読み上げます。

- 1、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2、地方最低賃金審議会における地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する
- 5、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

2 ページから 3 ページは、別紙 1、令和 3 年 7 月 1 4 日付け、令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解です。

1、引き上げ額の目安は、AランクからDランクまでの全てのランクにおいて28円となっています。

2の(1)の内容を読み上げさせていただきます。

目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、

消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、

法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、

政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、からまでの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、

地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、

最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること、

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審

議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望すると記載されています。

4 ページから 8 ページは、別紙 2、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告です。

内容としては、1 はじめに、2 労働者側見解、3 使用者側見解、4 意見の不一致、5 公益委員見解及びその取扱いなどが記載されています。以上です。

(会 長) 只今、事務局より資料の説明がありました。これについて質問等ございますか。

(石井委員) 小委員会の 3 ページ(1)のところで、「最低賃金審議会において地域の経済雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する」のあとですが、例年、中賃は地方の最賃の審議会に重大な関心を持って見守るとあると思いますが、これはどのような趣旨なのか、事務局より説明をお願いします。

(基準部長) 答申全体につきましては、意見一致に至らなかったという答申でございます。そのうえで公益見解ということでの別紙 1 ですので、中賃の公益の委員の方々見解になりますので、それを踏まえて各地賃で審議をしていただきたいという思いでこの文章にされたのではないかと思います。

(石井委員) 答えは中賃に聞くしかないのですが、なんとなく監視されているような感じがありまして引っかかる部分がありましたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

(会 長) それぞれの事情を鑑みながら結論を出していくということになるかと思います。

それでは、中央最低賃金審議会の答申の伝達を受けて、今後の審議にあたっての考え方等を労働者側・使用者側から後ほど時間をとお伺いします。

その前に、事務局から福島県最低賃金に関する資料の説明をお願いします。

(室長) それでは、福島県最低賃金に関する資料についてご説明いた
た
します。

本日の資料といたしましては、審議会次第と一緒に綴っている会議資料のほか別綴りとして2つ準備しております。表紙に別冊 中央最低賃金審議会と記載しております資料は、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申と7月7日に開催されました第3回目安に関する小委員会資料となっております。

また、もう一つの別冊の資料は7月21日に開催されました経済財政諮問会議に提出されました資料となっております。

また、専門部会委員以外の方には、7月5日に開催しました第1回専門部会において、専門部会委員の皆様へ配付し説明いたしました資料を封筒に入れてお配りしております。こちらの資料につきましては、本審議会での説明は申し訳ありませんが省略させていただきます。

説明するページ数は、資料下部中央に記載の通しページ数でご案内します。

会議資料1ページは、平成22年～令和2年の福島県最低賃金の影響率の推移をまとめたものです。

平成23年から26年にかけては、最低賃金改定により影響を受ける労働者の割合(影響率)は3%前後で推移していましたが、平成29年は5.33%、平成30年は9.49%、令和元年は8.06%となっており、令和2年は3.63%となっております。

2 ページは、今年 6 月に実施した「賃金実態調査結果」に基づき作成したもので、福島県内の産業別・規模別・地域別の未満率の一覧表となっています。

なお、現行の福島県最低賃金 800 円に係る未満率は、1.2% となっています。

3～6 ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づく賃金分布を規模別・地域別・年齢別にまとめたものになります。

7 ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づいて、福島県最低賃金に対する影響率を試算した表になります。この表の見方としては、左の欄に記載する額になった場合に、影響を受ける労働者の率・推定労働者数を表しています。

8～13 ページは、令和 3 年度最低賃金額と生活保護費の比較、並びに各種データになります。

福島県の生活保護は、月額で 92,311 円、令和 2 年度の最低賃金、800 円×月 173.8 時間就労×可処分所得比率 0.817 で計算いたしますと、113,596 円となっており、生活保護水準を上回っています。

14～15 ページは、7 月 16 日に日本労働組合総連合会福島県連合会会長から、福島労働局長あてに提出された「2021 年度最低賃金行政に関する要請書」の写です。

なお、要請にあたり 16～17 ページにあります「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める署名」113,133 名分が添えられ、提出されております。

続きまして、別冊資料の 7 ページからとなります第 3 回目安に関する小委員会の資料について説明します。賃金改定状況調査結果の訂正についてです。こちらの賃金改定状況調査結果につきましては、7 月 5 日に開催しました第 1 回専門部会において配布しました別冊の資料となります。

専門部会委員以外の方には、本日、封筒でお配りした資料となります。当初お配りしました別冊資料の2ページから令和3年賃金改定状況調査結果を入れておりますが、7ページから8ページの第4表一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の表におきまして集計誤りが判明いたしました。

7月7日に開催されました第3回目安小委員会において、厚生労働省から資料の訂正について説明が行われました。その説明資料が、本日お配りしました別冊資料の8ページ以降となります。

20ページの別紙2も一緒にご覧いただきたいと思っております。誤りの原因としましては、賃金改定状況調査の集計にあたりましては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行っておりますが、令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」及び「Rサービス業(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行い、令和3年も同じプログラムを使用したため、令和2年と令和3年の集計値に誤りが生じたものです。

主な訂正内容としましては、8ページの中ほどから記載していますが、Dランクにおける産業計の賃金上昇率は、令和3年の調査結果では0.4%から0.3%に訂正、令和2年の調査結果では0.9%から0.8%に訂正となっております。詳細につきましては、10ページから19ページの色付きの部分となっておりますので訂正させていただきます。

審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことについて、厚生労働本省から、今後の地方最低賃金審議会にお

ける審議にも関わる重要事項ですので、委員の皆様へも速やかに情報提供するよう指示がありました。

来年度以降、厚生労働省といたしましては、集計結果の確認にあたりましては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が一致するまで検証を徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直す再発防止策を講じることとしておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

なお、この訂正につきましては、中央最低賃金審議会におきましても説明が行われ、ご了解を得た上でご審議いたたき、令和3年度の地域別最低賃金改定の目安額が答申されましたことを申し添えます。

続きまして、別冊の経済財政諮問会議の資料について説明いたします。7月21日に開催された同会議においては、最低賃金改定の目安の報告と共に、厚生労働大臣及び経済産業大臣より、最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者に対する支援策の拡充等について、プレゼンがなされました。

このプレゼンにおいて、業務改善助成金の拡充・要件緩和のほか、雇用調整助成金の特例的な要件緩和、中企庁所管の補助金の見直し・下請取引の適正化などが示されており、速やかに実行に移すこととされています。

雇用調整助成金に関しましては、資料の1ページと4ページに記載されております。新型コロナウイルス感染拡大の影響によって特に厳しい状況にある中小企業等の雇用維持に対する支援といたしまして、年末までは特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時以上の助成率を維持すること、また、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、現

行では40分の1以上の休業が要件となっているところ、この休業規模要件を問わずに支給することなどが盛り込まれています。

また、中小企業、小規模事業者の生産性向上支援策として、業務改善助成金の特例的な要件緩和と拡充について1ページと5ページに記載されております。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される助成金ですが、コロナ禍で特に影響を受けている事業主等への特例としまして、賃金引き上げ対象人数の拡大や助成上限額の引き上げ、設備投資等の範囲の拡充などを行うこととしております。さらに全ての事業主を対象とする特例としまして、使い勝手の向上のために賃金引き上げ額が45円のコースを新設するとともに、同一年度内に複数回の申請、受給を可能とすることなどが盛り込まれています。

中央最低賃金審議会の目安答申の記4において、政府に要望がありました支援策の拡充等について、速やかに実施するよう検討が進められているところです。

これらの支援策については、正式に決定した段階で事業場の皆様に周知を行うこととしております。

以上が福島県最低賃金に係る関係資料の説明になります。

(会長) 只今、事務局から資料の説明がありました。ご質問等ございますか。

(なし)

(会長) 第4表につきましては、審議会の中でもここは重視している指標ですので、この数字が違っていたということは大変遺憾なことだと思います。

引き続き審議を進めて参ります。今後の審議に当たっての考え方等を労働者側・使用者側からお伺いします。協議の時間が必要であれば、お取りしたいと思っておりますがいかがですか。

《異議なしの声》

(会長) ではまず初めに、今後の審議にあたっての考え方につきまして、労働者側からお伺いします。

(谷川委員) 今審議に向けての考え方ということでお話しさせていただきたいと思っております。

1点目、コロナ禍が始まって1年半が経過し、経営の先行きに不安を感じる使用者側の懸念には理解するものの、ワクチンの接種の進行を背景に重症者の減少など改善の兆しも見られます。

2点目、最低賃金を改定しないことは、社会不安を増大させ、格差を是認することと同義であり、最低賃金審議会の役割としてはあってはならないと考えております。最低賃金法第1条にもあるように、県民経済の健全な発展に寄与するという目的を達成すべきであると考えております。

3点目、労働条件の改善が課題とされる、エッセンシャルワーカーを始め、このコロナ禍でも企業や社会機能を支える使命感を持って懸命に働き続けているすべての労働者の努力に報いるためにも最低賃金の引き上げを行うべきと考えております。

4点目、感染症対策といたしまして、マスクや手指消毒液など予想外な負担を発生させ、これらの支出が最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えることも考慮すべきであると考えております。以上です。

(会長) ありがとうございました。

次に、使用者側からお伺いします。

(佐藤委員) それでは使用者側の一人として今年度の金額審議に臨む基本的な考え方を述べさせていただきます。今月の16日に中賃で

目安額が示されましたが、今年度もまた明確なエビデンスを示すことなく経済等の実態と大きく乖離した過去最大となる一律28円の大幅な引き上げ額が示されたことに対しては、非常に残念であり、到底受け入れられるものではありません。このことについては、中賃の本審においても使用者側委員が公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように、総会に報告することは適当でない、という意見とともに採決を求めてもおります。また、公益見解として示された7つの項目についても大幅な引き上げにつながるような内容とはなっていないと思っております。今年度においても、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではなく、また、地方最低賃金審議会の自主性発揮についても当然変わることはないと思われまますので、新型コロナウイルス感染症の再拡大が続き、コロナワクチンの接種が進んでいるとはいえ、収束の見通しがまだつかない厳しい経営環境の中で、雇用の維持と事業の存続に努めている県内中小・小規模事業者の経営実態及び、地域の実情に即した金額審議になるよう努めてまいりたいと思っております。以上今年度の金額審議の基本的な考え方を述べさせていただきました。

(石井委員) 以前渡した資料の説明をさせていただきたいと思えます。7月5日に配付された資料24ページのところに、最低賃金の要望の資料がございます。まず、現状認識ということで5点あげてますが、まず、きわめて厳しい景況感と予断を許さない雇用情勢ということで、3月に調査した段階で、コロナの影響があったという中小企業が9割弱。業況IDについても、-35.3ということで、特にサービス業については-48.5ということで非常に厳しいということになっております。

7月5日資料6ページに、日銀の短観が載っていますが、宿泊・飲食サービスのDIが-43ということで、福島は特に宿泊・飲食が非常に厳しいという状況です。コロナ禍で、中小企

業の支払い余力については、昨年度の4割のところは賃上げをしたとなっていますが、このうち賃上げの企業のうち業務が改善しないなかで人材の確保、防衛的な賃金を実施したということが74.8%ということで、非常に厳しくなっています。

30円賃上げしたらどうなるのかという回答に対しては、一番多かったのは設備投資を少し考えるということで、労働生産性を上げるということと反対の話が出てくるということで、非常に厳しいと感じております。

特に、労働分配率についてみると、2021年、大企業が47.3、中小企業が74.8、小規模になると78.4ということで、大企業と中小企業の分配率が非常に違うということで、取引の関係もあると思いますが、そこを直していかないとなかなか中小企業、賃上げは厳しいという状況になっております。それから、最低賃金の大幅な引き上げに伴い影響があるということと、中小企業は非常に不安・不満を持っているという状況。中小企業の経営状況を考慮して明確な根拠の下でということで、納得ある水準とありましたが、結局は今回の目安については、全然データと関係ない数字が上がっているという状況になっております。

今年度の審議に対する要望ということで、ひとつは地域の経済情勢を反映した新たな政府の方針を設定ということで、1、企業における事業の継続と雇用の維持を最優先に考えるという認識のもとに、危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな方針を設定すべきではないか、2、現行水準の維持ということで、中小企業の経営実態や足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえて現行水準を維持すべきということで要望したところでありますが、日商と商工会連合会と全国中小企業団体中央会の3者で4月15日に要望しましたが目安になったということで、目安に対するコメントを経済団体3団体で出し

ております。全国加重平均28円、大幅な引き上げになったということで、その中でも東京で4回目の緊急事態宣言が発出されるということで、非常に厳しい状況。この中で最高額となる引き上げについては納得できるものではないということで、多くの経営者の心が折れて、廃業がさらに増加し雇用に深刻な影響が出ることを強く感じていると。中央最低審議会の本来は、各種指標データに基づき、公労使が真摯な議論によって納得感のある結論が導き出すまでやるが、今回については骨太の方針に記載された最低賃金引き上げの政府方針に追認するような結果となったことは、審議会及び最低賃金決定の在り方自体に疑問を抱かざるを得ないということで、今後行われる地方の審議会では、中小企業・小規模事業所や地域経済の窮状をしっかりと考慮した検討が行われることを切に願うということで、万全な支援を約束してほしいということ、経済3団体について今回非常に厳しい結果だということで、成長戦略実行計画ということで資料にもあがっていますが、1ページに新たな実情に向けた成長戦略の考え方ということが載っています。その結論としては、成長戦略によって労働生産向上させ、その結果を働く人に賃金の形で分配することで、労働分配率を向上させることで、国民の所得水準を向上させる、これによって成長と分配の向上を実現すると書いてあります。成長戦略でそのように言っているのにやっていることは反対だということについては非常に不満なところもありますが、今後色々な実態について議論をしながら進めさせていただければと思っております。

(石本委員) 中央最低賃金審議会の目安の答申についての説明がありましたが、これまでは地方審議会も中賃の目安を参酌して数字を決めてきたという実態がありますが、今回においては、全く使えないものだと考えております。我々は、我々として、全くなしにして審議をすべきだと考えております。

例えば、中賃の公益見解3ページの1行目、「また一部の産業では引き続きマイナスとなっている」と書いてありますが、これは景気が悪いということですよ。賃金を上げられない状況にある、そういう業種がある、具体的には宿泊業・飲食業等ですが、そういう状況にあるのになぜ賃上げできるのか、論理がなっていないと思っております。

の中ほどで、「平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず」とありますが、なぜこのようなことが言えるのか。確かに昨年度から比べれば少し上向いてきているが、それはどんと落ちたところから少し回復してきただけであって、相変わらず令和元年度前よりは落ちてきています。それなのに大きく異なるとは言えずというのは全く理解できません。

そういった中で、の最後のところに、「公益委員としては地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する」と書いてありますが、見極めながら結局は中賃の意見を聞くように言われているような感じがします。実態を把握していないような中賃の数字を参酌していいのか、あくまでも地域の経済・雇用の実態を見極めつつということを重視すべきではないかと思えます。

先ほど4表の訂正の話がありましたが、この4表の数字を見ても、一般・パートのDランクだと産業形態0.3%しか上がっていません。AからDまで混ぜても0.4%、パートでいきますと、マイナス0.2%になります。0.4%賃金が上がっているところを取ったとしても800円の0.4%だと3円にしかありません。28円というのは全く実態を把握していない数字ですので、今年は目安を参酌するということは非常に問題があると思えます。

あくまでも実態を踏まえた形で0から審議する必要があると思っています。

(金成委員) 今回の中賃からの目安に関して、本当に事実なのか信じられないというのが素直な実感であり、納得できないということが一番の言いたいことでもあります。ワクチン接種を受けて昨年度とは審議の前提となる状況が異なっているというような記述がありますが、一都三県、ご説明するまでもなく緊急事態宣言等が延長され、拡大してきているという状況にあります。先行き感が、不安が増しているという状況が一般の方含めた認識ではないかと考えております。福島県においても、緊急事態宣言等はありませんが、事業活動の制限はご存じのようにこれまで幾度となく各地で繰り返されてきております。また、本日からご存じのように郡山市においては感染拡大等を受けて、防止を図るために、飲食店等について時間の短縮要請等がやむなく繰り返されている状況でございます。本県が例外ではない、首都圏の影響を受けているだけではなく、本県の状況も首都圏と変わっていない。このようなことから昨年と異なっているという認識がなぜ出てくるのか理解できない。より長期化して大変になってきている状況だということが共通認識ではないかと思えます。旅館やホテル、飲食店、そういったところはもちろんですが、そこと関係する事業所、それから福島県が首都圏に近いということもありますので、様々な取引等の影響を受けているという状況をしっかりと把握して認識をして審議をしていく必要があると考えております。昨年度との状況とは異なるということではなく、影響が長期化し、借入金の返済などが出てきています。こういった福島県の状況をしっかりと認識していく必要があるということを意見として申し上げたいと思えます。

(会長) ありがとうございました。

使用者側の意見は全体にコロナ禍の現況において非常に厳しい経済情勢にあると理解いたしました。色々意見、見解ございますが公益側としましては、労働者側、使用者側からさらにご意見をお伺いして、福島県の現況に基づいて審議を進めて参りたいと思っております。

(2) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問について

(会 長) 次の議事に移ります。

特定最低賃金 5 業種の最低賃金改正の必要性の有無の諮問についてお受けします。

事務局は準備願います。

【局長から会長へ諮問文手交】

(会 長) 事務局は、諮問文の読み上げをお願いします。

(室 長) 【諮問文を各々読み上げ】

(会 長) ありがとうございます。

続いて、事務局から諮問に関する資料の説明をお願いします。

(室 長) それでは、特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に関する資料についてご説明いたします。特定最低賃金に係る関係資料は、会議資料 18 ページ以降の 特定最低賃金関係資料となります。

18 ページ ~ 43 ページは、福島県の特定最低賃金 5 業種に係る特定最低賃金改正決定申出書の写しになります。

18 ページから非鉄金属製造業、22 ページから電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、31 ページから輸送用機械器具製造業、35 ページから計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品製造業、眼鏡製造業、39 ページから自動車小売業の申出書があります。去る 7 月 16 日(金)に 5 つの産業別に関係する労働団体より、福島労働局長に対

して最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定を求める申出書の提出がありました。

なお、提出された証明資料等については多量のため、添付を省略しています。

44ページ～54ページは、「公正競争ケース」の場合に提出が必要とされる「賃金格差の存在の疎明のための資料」で、「改正申出にかかわる疎明資料」となっており、電機連合・JAM・自動車総連様が共同で提出されています。

資料の55ページに「令和3年度特定最低賃金申出内容一覧表」を事務局において作成したものを添付しましたのでご覧ください。

なお、申出に係る事業場の適用産業分類、労働者数等につきましては、労働基準行政システム、労働保険適用徴収システムにおけるデータ等に基づき照合し、適正であることを確認しています。

申出書の要件は、最低賃金法施行規則第10条第1項及び昭和61年2月14日付け中央最低賃金審議会で答申された「新産業別最低賃金の運用方針」に定められています。

まず、最低賃金法施行規則第10条第1項及び第2項に定められている申出書の形式的な要件について、改正申出の場合は、申出をする者が代表する労働者の範囲、当該特定最低賃金の件名、申出の内容、申出の理由、になりますが、特定最低賃金に係る5業種の改正に係る申出の内容については、「改正申出に関わる合意書及び申請代表者に対する委任書」、「確認書」、「最低賃金に関する協定書」、「最低賃金改正に関する決議」、「合意署名」等により申出書の内容が適正に記載されていることを確認しております。

次に定量的な要件ですが、形式的要件と同様に「新産業別最低賃金の運用方針」により、特定最低賃金の改正決定の申出要件が示されています。

労働協約ケースの場合は、一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けていること。公正競争ケースの場合は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていることとなっています。

現行の特定最低賃金の適用労働者数は、総務省統計の平成28年事業所・企業統計調査報告（28年経済センサス）を基に、各年の労働保険の新規成立、廃止事業場等の労働者数を加除し、令和2年12月1日現在の適用労働者数を算定しており、改正申出内容一覧表のとおり、非鉄金属製造業3,619人、労働協約ケース、電子部品等製造業27,394人、公正競争ケース、輸送用機械器具製造業9,847人、労働協約ケース、計量器等製造業1,729人、公正競争ケース、自動車小売業5,869人、公正競争ケースとなっています。

特定最低賃金改正申出に係る「労働協約ケース」の非鉄金属製造業の労働協約の適用労働者数は1,491人で適用労働者の41.2%、輸送用機械器具製造業は4,992人で適用労働者の50.7%となっています。

いずれも、同種の基幹労働者の概ね3分の1以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けており、要件を満たしていることを確認しています。

なお、最低賃金に関する協定に係る最低賃金額は非鉄金属製造業が時給963円、輸送用機械器具製造業が時給912円となっています。

「公正競争ケース」の電子部品等製造業の合意等労働者数は14,484人で適用労働者の52.9%、計量器等製造業は692人で40.0%、自動車小売業は2,998人で51.1%となっています。

それぞれ、労働協約・労使協定・機関決議・個別合意がなされており、適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていることを確認しています。

また、各特定最低賃金（5業種）の適用労働者数は1,000人以上であり、現行の特定最低賃金額（5業種）は、福島県最低賃金800円をそれぞれ上回っています。

以上が、特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に関する会議資料の説明になります。

（会長） 只今の説明で、質問等がございましたらお願いします。

（石本委員） それぞれの申出書に理由が書いてありますが、公正競争の場合も労働協約の場合も「並びに」のあとに「一般労働者との賃金格差是正の観点から」と書いてありますが、ここで言う一般労働者とはどのような人を指しているのでしょうか。

（深谷委員） 基幹労働者との格差、正社員との格差があるということで引き上げの必要性があるという申し出です。

（石本委員） 正社員以外の賃金を上げるべきだということでしょうか。

（深谷委員） 一般的には最低賃金については春闘で最賃の引き上げを望むのですが、なかなか経営者の方も目をくれないと。もともと基幹産業、本来の最賃である地域別最低賃金と異なった制度の特定最低賃金はございますので、昔からの慣例であると思っています。

（石本委員） 業種内の非正規のような人の賃金を上げてくれということとは、それぞれの事業所でやればいいのかではないでしょうか。最低賃金というものは決まっているわけですから、そこ

を守っていただければあとは企業内で上げる努力をしてください、という話だと思います。

(深谷委員) 特定最低賃金は公正競争の部分もありまして、業種別で賃金を上げるということで、付加価値、製品の適正価格を公平にするという意味合いもありますので、そういった点では労使の中でも求めていくという姿勢で進めていきたいと思えます。

(会 長) ありがとうございます。

続いて、事務局から、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議及び答申のあり方について、説明をお願いします。

(室 長) それでは、特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に係る審議の方法等について説明いたします。

福島県で設定されている特定最低賃金5業種につきましては、本年3月30日に関係労働団体より改正申出の意向表明がなされ、7月16日に改正申出書の提出がなされました。

特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議方法に関しましては、平成10年12月10日付け「中央最低賃金審議会特定最低賃金に関する全員協議会報告」において、「特に事業の競争関係、賃金格差の存在の疎明の内容等の状況に変化がなく、制度の趣旨を逸脱することがないと認められる場合には、一括して審議を行うこととするなど審議会の効率的運営に配慮する」とされています。平成30年度と令和元年度につきましては、審議会の丁寧な運営にかかるご意見を踏まえ、5つの特定最低賃金について、個別審議としていましたが、令和2年度につきましては、一括して審議するとの合意がなされましたが、最終的には5業種一括ではなく、業種ごとに審議を行うこととなりました。

今年度の審議方法について、ご協議をお願いいたします。

- (会 長) 事務局から説明がありましたが、特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法について、今年度はどういたしますか。
- 5つの特定最低賃金について一括審議とするか、個別審議とするか、ご意見がありましたらお願いいたします。
- (佐藤委員) 使用者側といたしまして、一括審議ではなく5業種それぞれ個別審議で行っていただきたいと思っております。
- (会 長) 使用者側から個別審議を希望するという意見がございましたが、労働者側はいかがでしょう。
- (谷川委員) 労働者側としましては、一括審議が望ましいと思われま
- す。
- (会 長) 労働者側は一括審議が望ましいということですが、意見が一致しませんので、使用者側から、個別審議をするという理由をご説明いただけますでしょうか。
- (佐藤委員) 使用者側としましては、過去の経緯等を含めて5業種個別に審議するのが一番いいと思っております。
- (会 長) 労働者側は一括審議を求める理由を教えてくださいませんか。
- (谷川委員) 一括審議を求める理由としましては、個別審議にしる、一括審議にしる、丁寧に審議をしていくということが大切だと思いますが、特定最賃におかれましては、一括で審議したほうが、私はいいと思っております。
- (深谷委員) 昨年は一括審議で最初スタートして、途中で個別審議を要求されましたが、最終は一括審議に戻したのではなかったでしょうか。
- (佐藤委員) 使用者側として、最初一括審議で構わないということで申し上げましたが、その後やはり、それぞれの各業種において状況等違いますので、途中で個別に審議する必要性がある

と思ったので、労働者側に受け入れていただき、それで進めていただいた次第でございます。

(会長) 私の個人的意見ですが、今回、目安が出ておりますので、使用者側の皆様のご意見がありましたように、審議をきちんと行うということが大事だと思いますので、時間はかかるかもしれませんが個別審議にさせていただいたほうがよろしいのではないかと思います。労働者側がどうしてもということでしたらもう一度検討します。

(深谷委員) 我々が一括審議にこだわる理由は、過去の経緯を踏まえ、引き上げを反対とする必要性なしという姿勢が表面に見えてきている、労使協定で協約ケースでありながらも必要性なしに至ったという経緯もありますので、真摯に協議をしていただけるということであれば、個別審議でも受け入れたいと思います。

前向きな審議をしていただけるということであれば受け入れたいと思います。

(会長) 使用者側からご意見お願いいたします。

(佐藤委員) 地域別最低賃金がここ数年、大幅に引き上げられている中で、特定最賃についても一度原点に帰って議論し、本当に必要性があるかどうかというところまで踏み込んで議論しなければいけないとっております。地域最賃と特定最賃が逆転した場合、通常であれば真摯に向き合っていて、廃止の方向で審議していかなければいけないと思いますが、なかなか受け入れられていただけていない。そういったことも含めて、一括でもって、全部の業種について必要性ありにすることは難しいかと思っておりますので、個別にひとつひとつの業種について議論し合って進めていくことが良いのではないかとっております。

(会 長) 特定最賃は労使のイニシアティブの中に議論していくものであると理解しておりますので、そういったことからして、きちんと議論していくということは大事なことではないかと思っております。

労働者側ご理解いただけますでしょうか。

(谷川委員) 会長からお話がありましたとおり、前向きに審議していただけるということであれば、個別の審議ということで受け入れたいと思います。

(会 長) それでは、最終的には、5つの特定最低賃金について、個別審議することとします。

日程につきまして、事務局から説明願います。

(室 長) 8月5日(木)に開催予定の第4回審議会において、特定最低賃金の改正の必要性について審議、答申とする日程を予定しております。

(会 長) それでは、特定最低賃金の改正の必要性にかかる審議、答申を第4回審議会で行うこととしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、特定最低賃金の改正の必要性にかかる審議、答申は第4回審議会で行うこととします。

4 閉 会

(会 長) その他、ご質問等はございますか。

これにて本日の審議会を閉会とします。